

県が予定する第6期適正化事業の保険者支援の状況

適正化事業	取組目標及び具体的内容	県が取り組む支援の取組目標及び具体的内容				備考	
		年度別取組計画					
		R5(実績見込)	R6	R7	R8		
1. 要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護認定に係る関係者への研修の実施により資質の向上を図る。</li> <li>国による調査指導員養成研修、認定調査能力向上研修会や認定審査会への訪問・助言事業の活用推進を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施 ・未実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任認定調査員研修（通年）</li> <li>・現任認定調査員研修（年1回）</li> <li>・主治医研修（4会場・年1回）</li> <li>・介護認定審査会委員研修（一定期間）</li> <li>・調査指導員養成研修</li> <li>・認定調査能力向上研修会</li> <li>・認定審査会への訪問・助言事業の活用（随時案内・活用推進）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任認定調査員研修（通年）</li> <li>・現任認定調査員研修（年1回）</li> <li>・主治医研修（4会場・年1回）</li> <li>・介護認定審査会委員研修（一定期間）</li> <li>・調査指導員養成研修</li> <li>・認定調査能力向上研修会</li> <li>・認定審査会への訪問・助言事業の活用（随時案内・活用推進）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任認定調査員研修（通年）</li> <li>・現任認定調査員研修（年1回）</li> <li>・主治医研修（4会場・年1回）</li> <li>・介護認定審査会委員研修（一定期間）</li> <li>・調査指導員養成研修</li> <li>・認定調査能力向上研修会</li> <li>・認定審査会への訪問・助言事業の活用（随時案内・活用推進）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新任認定調査員研修（通年）</li> <li>・現任認定調査員研修（年1回）</li> <li>・主治医研修（4会場・年1回）</li> <li>・介護認定審査会委員研修（一定期間）</li> <li>・調査指導員養成研修</li> <li>・認定調査能力向上研修会</li> <li>・認定審査会への訪問・助言事業の活用（随時案内・活用推進）</li> </ul>	
2. ケアプランの点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護支援専門員の研修により資質の向上を図る。</li> <li>具体的な点検方法等に関する研修会を実施する。</li> <li>専門的知識を有するアドバイザーを派遣し実地支援を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施 ・未実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員研修</li> <li>・実務研修（年1回）</li> <li>・現任研修（年1回）</li> <li>・更新研修（年1回）</li> <li>・再研修（年1回）</li> <li>・主任研修（年1回）</li> <li>・主任更新研修（年1回）</li> <li>・医療介護連携研修（3コース・年1回）</li> <li>・ケアプラン点検研修（年1回）</li> <li>・アドバイザー派遣（9/9保険者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員研修</li> <li>・実務研修（年1回）</li> <li>・現任研修（年1回）</li> <li>・更新研修（年1回）</li> <li>・再研修（年1回）</li> <li>・主任研修（年1回）</li> <li>・主任更新研修（年1回）</li> <li>・医療介護連携研修（3コース・年1回）</li> <li>・ケアプラン点検研修（年1回）</li> <li>・アドバイザー派遣（9/9保険者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員研修</li> <li>・実務研修（年1回）</li> <li>・現任研修（年1回）</li> <li>・更新研修（年1回）</li> <li>・再研修（年1回）</li> <li>・主任研修（年1回）</li> <li>・主任更新研修（年1回）</li> <li>・医療介護連携研修（3コース・年1回）</li> <li>・ケアプラン点検研修（年1回）</li> <li>・アドバイザー派遣（9/9保険者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護支援専門員研修</li> <li>・実務研修（年1回）</li> <li>・現任研修（年1回）</li> <li>・更新研修（年1回）</li> <li>・再研修（年1回）</li> <li>・主任研修（年1回）</li> <li>・主任更新研修（年1回）</li> <li>・医療介護連携研修（3コース・年1回）</li> <li>・ケアプラン点検研修（年1回）</li> <li>・アドバイザー派遣（9/9保険者）</li> </ul>	
3. 医療情報の突合・縦覧点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な突合・点検方法等に関する研修会を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施 ・未実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会（年1回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会（年1回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会（年1回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会（年1回）</li> </ul>	
4. その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の各保険者の適正化の取組について研修会を通じて紹介する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施 ・未実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会（年1回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会（年1回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会（年1回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会（年1回）</li> </ul>	

適正化事業	取組目標及び具体的な内容	年度別取組計画				備考
		R5(実績見込)	R6	R7	R8	
<p>1. 要介護認定の適正化</p> <p>( ・認定調査の適正化に向けた取組み ・審査会の審査の適正化に向けた取組み など )</p>	<p>・認定調査を適正に実施するための認定調査従事者等研修会を開催し、調査員の質の向上を図る。</p> <p>・認定調査の基本情報の誤りや特記事項との不整合を事前に調査員に確認する。</p> <p>・合議体の一次判定から二次判定の軽重度変更率の差等についての分析及び認定審査に係る情報・意見の交換の場として合議体の長の連絡協議会を開催する。</p>	<p>・年1回実施</p> <p>・全件点検</p>	<p>・年1回実施</p> <p>・全件点検</p> <p>・随時実施</p>	<p>・年1回実施</p> <p>・全件点検</p> <p>・随時実施</p>	<p>・年1回実施</p> <p>・全件点検</p> <p>・随時実施</p>	
<p>2. ケアプランの点検</p> <p>( ・住宅改修等の点検 ・福祉用具購入・貸与調査 を含む )</p>	<p>・区分支給限度額が7割以上かつ利用サービスの6割以上が訪問介護となっているケアプランの検証</p> <p>・訪問介護における生活援助中心型サービスについて、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランの検証。</p> <p>・サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等との関連性が高い居宅介護支援事業所等のケアプランの検証。</p> <p>・居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等を対象としたケアマネジャー研修会を開催し、ケアプラン及びそれに基づく介護サービスの質的向上を図る。</p> <p>・書類等から疑義のある改修工事に対し現地を訪問し調査を行う。</p> <p>・国保連の帳票を活用し、軽度者への例外給付が適正に行われているかチェックを行う。</p>	<p>・届出義務のあるケアプラン(140件)</p> <p>・届出義務のあるケアプラン(5件)</p> <p>・居宅介護支援事業所数(3事業所)</p> <p>・ケアマネジャー研修会(年1回)</p> <p>・随時実施(事例なし)</p> <p>・全件チェック(特殊寝台・床ずれ・徘徊感知器)</p>	<p>・届出義務のあるケアプラン(全件)</p> <p>・届出義務のあるケアプラン(全件)</p> <p>・居宅介護支援事業所数(3事業所)</p> <p>・ケアマネジャー研修会(年1回)</p> <p>・随時実施</p> <p>・全件チェック(特殊寝台・床ずれ・徘徊感知器)</p>	<p>・届出義務のあるケアプラン(全件)</p> <p>・届出義務のあるケアプラン(全件)</p> <p>・居宅介護支援事業所数(3事業所)</p> <p>・ケアマネジャー研修会(年1回)</p> <p>・随時実施</p> <p>・全件チェック(特殊寝台・床ずれ・徘徊感知器)</p>	<p>・届出義務のあるケアプラン(全件)</p> <p>・届出義務のあるケアプラン(全件)</p> <p>・居宅介護支援事業所数(3事業所)</p> <p>・ケアマネジャー研修会(年1回)</p> <p>・随時実施</p> <p>・全件チェック(特殊寝台・床ずれ・徘徊感知器)</p>	
<p>3. 医療情報の突合・縦覧点検</p> <p>( ・国保連へ委託している取組みを含む )</p>	<p>・国保連の帳票を活用し、入院日数と介護サービス利用日数のチェックを行う。</p> <p>・国保連の帳票を活用し、有効性の高い3帳票についてチェックを行う。 ①重複請求縦覧チェック一覧表 ②算定期間回数制限チェック一覧表 ③居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表</p>	<p>・全件チェック(国保連への委託)</p> <p>・全件チェック(3帳票) (③は国保連への委託)</p>	<p>・全件チェック(国保連への委託)</p> <p>・全件チェック(3帳票) (③は国保連への委託)</p>	<p>・全件チェック(国保連への委託)</p> <p>・全件チェック(3帳票) (③は国保連への委託)</p>	<p>・全件チェック(国保連への委託)</p> <p>・全件チェック(3帳票) (③は国保連への委託)</p>	
<p>4. その他の取組み</p> <p>( ・給付適正化システムの活用 ・介護給付費通知 など )</p>	<p>・国保連の帳票を活用し、チェックを行う。 ①居宅介護支援請求状況一覧表(総括表) ②通所サービス請求状況一覧表</p>	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	

適正化事業	取組目標及び具体的な内容	年度別取組計画				備考
		R5(実績見込)	R6	R7	R8	
1. 要介護認定の適正化 〔認定調査の適正化に向けた取組み ・審査会の審査の適正化に向けた取組み など〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省が作成する認定調査員テキストの判断基準に沿って事後点検を実施する。</li> <li>(具体的内容) ・認定調査の精度の確保 ・調査事後点検の全数実施 ・適正な介護認定審査会の運営 ・合議体委員長会議において審査判定手順・判断基準の確認を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事後点検率100%の維持</li> <li>・調査全件点検の継続実施</li> <li>・合議体委員長会議において審査判定手順・判断基準の確認を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事後点検率100%の維持</li> <li>・調査全件点検の継続実施</li> <li>・合議体委員長会議において審査判定手順・判断基準の確認を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事後点検率100%の維持</li> <li>・調査全件点検の継続実施</li> <li>・合議体委員長会議において審査判定手順・判断基準の確認を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事後点検率100%の維持</li> <li>・調査全件点検の継続実施</li> <li>・合議体委員長会議において審査判定手順・判断基準の確認を行う</li> </ul>	
2. ケアプランの点検 ・住宅改修等の点検 ・福祉用具購入・貸与調査 を含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分析ソフトによるケアプラン点検チェック事業の実施（居宅介護支援事業所実地指導と併せて実施）。</li> <li>・ケアプランが、受給者の自立支援に資するプランであるかに着目し、特定事業所の利用誘導や過剰なサービス提供がなされていないか、また生活援助中心型の利用回数が多い、計画率が高くサービスに著しく偏りが見られる等のケアプランの検証を行う。</li> <li>・居宅介護支援事業所や地域包括支援センター職員等で構成する介護支援事業者部会による、ケアマネジメント向上のための研修会の開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9事業所/年</li> <li>・県が実施するアドバイザーの派遣を活用（適宜）</li> <li>・介護支援事業者部会による研修会1回/年</li> <li>・介護予防のための地域ケア個別会議 5回/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10事業所/年</li> <li>・県が実施するアドバイザーの派遣を活用（適宜）</li> <li>・介護支援事業者部会による研修会1回/年</li> <li>・介護予防のための地域ケア個別会議 5回/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10事業所/年</li> <li>・県が実施するアドバイザーの派遣を活用（適宜）</li> <li>・介護支援事業者部会による研修会1回/年</li> <li>・介護予防のための地域ケア個別会議 5回/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10事業所/年</li> <li>・県が実施するアドバイザーの派遣を活用（適宜）</li> <li>・介護支援事業者部会による研修会1回/年</li> <li>・介護予防のための地域ケア個別会議 5回/年</li> </ul>	
2. (1)住宅改修等の点検 (施工前事前訪問)	現状が分かりにくいケースに留意し、保険給付対象としての妥当性を専門職等の協力を得て点検する。	福祉用具の点検と合わせて2件	福祉用具の点検と合わせて4件	福祉用具の点検と合わせて4件	福祉用具の点検と合わせて4件	
2. (2)福祉用具貸与等の調査	・保険給付対象としての妥当性を専門職等の協力を得て点検する。	住宅改修の点検と合わせて2件	住宅改修の点検と合わせて4件	住宅改修の点検と合わせて4件	住宅改修の点検と合わせて4件	
3. 医療情報の突合・縦覧点検 〔国保連へ委託している取組みを含む〕						
3. 医療情報の突合	国保連から提供されるデータを活用し、入院日数と介護サービス利用日数のチェックを行う。	全件チェック	全件チェック	全件チェック	全件チェック	
3. 縦覧点検	・縦覧点検において有効性の高い3帳票 ①重複請求縦覧チェック一覧表 ②算定期間回数制限チェック一覧 ③居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表)基本とし、効率的に確認できる帳票を選択し、点検を行う。	全件チェック	全件チェック	全件チェック	全件チェック	
4. その他の取組み 〔給付適正化システムの活用 ・介護給付費通知 など〕						

適正化事業	取組目標及び具体的な内容	年度別取組計画				備考
		R5(実績見込)	R6	R7	R8	
1. 要介護認定の適正化 ( ・ 認定調査の適正化に向けた取組み ・ 審査会の審査の適正化に向けた取組み など )	①認定調査は、遠方を除き全て直営にて実施する。 ②遠方のため委託で実施した認定調査は、全て市職員等が事後チェックする。 ③認定調査の傾向等把握のため調査員との打合せ会を実施する。(年2回程度) ④認定調査能力向上研修会等に参加し適正な認定調査の実施に努める。(年1回)	①認定調査については遠方を除き全て直営で実施した。 ②委託で実施した認定調査は全て市職員等が事後チェックした。 ③調査員との打ち合わせ会を実施した。(年2回) ④認定調査能力向上研修会等へ参加した。(年1回)	①認定調査については遠方を除き全て直営にて実施 ②委託で実施した認定調査については全て市職員等が事後チェック ③調査員との打ち合わせ会の実施(年2回程度) ④認定調査能力向上研修会等への参加(年1回)	①認定調査については遠方を除き全て直営にて実施 ②委託で実施した認定調査については全て市職員等が事後チェック ③調査員との打ち合わせ会の実施(年2回程度) ④認定調査能力向上研修会等への参加(年1回)	①認定調査については遠方を除き全て直営にて実施 ②委託で実施した認定調査については全て市職員等が事後チェック ③調査員との打ち合わせ会の実施(年2回程度) ④認定調査能力向上研修会等への参加(年1回)	
2. ケアプランの点検 ( ・ 住宅改修等の点検 ・ 福祉用具購入・貸与調査 を含む )	○ケアプラン点検 ①市内の居宅介護支援事業所を対象に、点検を実施する。(年1回) ②県が開催するケアプラン点検研修に参加し、点検内容の充実に努める。(年1回) ③県が実施するケアプラン点検アドバイザー派遣を活用し、資質の向上を図る。(適宜) ○住宅改修等の点検 ①全件について書類審査、その際のケアマネ・工事業者からの聴取で判断できない場合に、実地点検を実施する。 ②県が支援するリハビリテーション専門職等の派遣の活用を検討する。(適宜) ○福祉用具購入・貸与調査 ①軽度者の例外給付を中心に書類審査、その際のケアマネ・福祉用具業者からの聴取で判断できない場合に、実地点検を実施する。 ②県が支援するリハビリテーション専門職等の派遣の活用を検討する。(適宜)	○ケアプラン点検 ①市内の居宅介護支援事業所を対象に、点検を実施した。(年1回:11事業所) ②ケアプラン点検の際に、県が実施するケアプラン点検アドバイザー派遣を活用した。 ○住宅改修等の点検 ①書類審査、その際のケアマネ・工事業者からの聴取で判断できなかった1件について、実地点検を行った。 ○福祉用具購入・貸与調査 ①実地点検が必要な案件がなかった。	○ケアプラン点検 ①市内の全居宅介護支援事業所を対象に、点検を実施(年1回) ②県が開催するケアプラン点検研修に参加(年1回) ○住宅改修等の点検 ①全件について書類審査、その際のケアマネ・工事業者からの聴取で判断できない場合に、実地点検 ○福祉用具購入・貸与調査 ①書類審査、その際のケアマネ・福祉用具業者からの聴取で判断できない場合に、実地点検	○ケアプラン点検 ①市内の全居宅介護支援事業所を対象に、点検を実施(年1回) ②県が開催するケアプラン点検研修に参加(年1回) ○住宅改修等の点検 ①全件について書類審査、その際のケアマネ・工事業者からの聴取で判断できない場合に、実地点検 ○福祉用具購入・貸与調査 ①書類審査、その際のケアマネ・福祉用具業者からの聴取で判断できない場合に、実地点検	○ケアプラン点検 ①市内の全居宅介護支援事業所を対象に、点検を実施(年1回) ②県が開催するケアプラン点検研修に参加(年1回) ○住宅改修等の点検 ①全件について書類審査、その際のケアマネ・工事業者からの聴取で判断できない場合に、実地点検 ○福祉用具購入・貸与調査 ①書類審査、その際のケアマネ・福祉用具業者からの聴取で判断できない場合に、実地点検	
3. 医療情報の突合・縦覧点検 ( ・ 国保連へ委託している取組みを含む )	○医療情報の突合 ①国保連の帳票を活用して毎月実施し、必要があるものは事業所に確認する。 ○縦覧点検 ①有効性の高い3帳票(①重複請求縦覧チェッカー一覧表 ②算定期間回数制限チェッカー一覧 ③居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表)基本として毎月分を点検し、必要があるものは事業所に確認する。	○医療情報の突合 ①毎月実施した。 ○縦覧点検 ①毎月分を点検した	○医療情報の突合 ①毎月実施 ○縦覧点検 ①毎月分を点検	○医療情報の突合 ①毎月実施 ○縦覧点検 ①毎月分を点検	○医療情報の突合 ①毎月実施 ○縦覧点検 ①毎月分を点検	
4. その他の取組み ( ・ 給付適正化システムの活用 ・ 介護給付費通知 など )	○給付適正化システムの活用 ①国保連から提供されるデータを活用して、活用度の高い3帳票を中心に実施する。(毎月分)	○給付適正化システムの活用 ①毎月分実施した	○給付適正化システムの活用 ①毎月分実施	○給付適正化システムの活用 ①毎月分実施	○給付適正化システムの活用 ①毎月分実施	

適正化事業	取組目標及び具体的な内容	年度別取組計画				備考
		R5(実績見込)	R6	R7	R8	
1. 要介護認定の適正化 <ul style="list-style-type: none"> <li>認定調査の適正化に向けた取組み</li> <li>審査会の審査の適正化に向けた取組みなど</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更申請直営率70%</li> <li>更新申請直営率70%</li> <li>事後チェック率100%</li> <li>認定調査員テキストに沿った調査内容とするため、e-ラーニングによる現任認定調査員研修を直営調査員は毎年必須とし、委託調査員は受講率の増加を目指す。</li> <li>事後チェックのフィードバック（特記事項や調査項目の選択）を委託調査員に対して実施する。</li> <li>定期的な地域間2次判定変更率格差の分析及び合議体別2次判定変更率の分析（介護保険総合データベース）</li> <li>介護認定審査会（新任）委員研修の受講又は同内容の直営研修の実施。年1回。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更申請直営率84%</li> <li>更新申請直営率75%</li> <li>事後チェック100%実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更申請直営率70%</li> <li>更新申請直営率70%</li> <li>事後チェック率100%</li> <li>直営調査員のe-ラーニング研修受講率100%</li> <li>委託調査員のe-ラーニング現任研修受講者数25名以上</li> <li>委託調査員向け事後チェックフィードバックを年1回程度開催</li> <li>介護認定審査会（新任）委員研修の受講又は同内容の直営研修の実施。年1回。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更申請直営率70%</li> <li>更新申請直営率70%</li> <li>事後チェック率100%</li> <li>直営調査員のe-ラーニング研修受講率100%</li> <li>委託調査員のe-ラーニング現任研修受講者数25名以上</li> <li>委託調査員向け事後チェックフィードバックを年1回程度開催</li> <li>介護認定審査会（新任）委員研修の受講又は同内容の直営研修の実施。年1回。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区分変更申請直営率70%</li> <li>更新申請直営率70%</li> <li>事後チェック率100%</li> <li>直営調査員のe-ラーニング研修受講率100%</li> <li>委託調査員のe-ラーニング現任研修受講者数25名以上</li> <li>委託調査員向け事後チェックフィードバックを年1回程度開催</li> <li>介護認定審査会（新任）委員研修の受講又は同内容の直営研修の実施。年1回。</li> </ul>	
2. ケアプランの点検 <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修等の点検</li> <li>福祉用具購入・貸与調査を含む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアプラン分析システムを活用し、特定事業所にサービスが集中（サ高住含む）、生活援助中心型の利用回数が多い、計画率が高くサービスに著しく偏りが見られる等の事例等を抽出するほか、縦覧点検「要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧」で抽出された事例、適正化システム「認定状況と利用サービス不一致一覧表」、「支給限度額一定割合超一覧表」、「支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表」等によりチェック対象となった事例について、年間計画を作成し、順次ケアプラン点検を実施する。また、点検結果について、ケアマネジメント研修等の場において他の事業所へ共有する。</li> <li>住宅改修における施工前点検（複雑、不明瞭等）を必要に応じてリハビリ専門職と点検を行う。また、必要に応じてケアプランの提出を求める。</li> <li>施工後の改修内容に疑義がある場合に現地確認を実施する。</li> <li>縦覧点検帳票「軽度者の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」を活用し、12ヶ月分、全件について事業所から市へ提出された確認書と突合を行い、適正な請求かどうかの確認を行う。</li> <li>適正化システム帳票「福祉用具貸与費一覧表」を活用し、氷見市における同一製品の貸与価格が県や全国平均を大きく上回る場合に、市内の事業者に一斉通知する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアプラン点検を4事業所5件実施</li> <li>住宅改修における事前申請にて、書面にてリハビリ専門職と点検実施2件。</li> <li>施工後の現地確認0件。</li> <li>縦覧点検4回/年実施。</li> <li>適正化システム帳票「福祉用具貸与費一覧表」を活用し、点検実施。該当事業所0件。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種システムや帳票を活用し、年間計画に基づき、重点テーマ及び対象事業所を絞り込んで年間4事業所で実施する。</li> <li>ケアマネジメント研修等において点検結果を年1回共有する。</li> <li>住宅改修における施工前点検において、必要に応じてリハビリ専門職と点検を行う。</li> <li>施工後の改修内容に疑義がある場合に現地確認を実施する。</li> <li>縦覧点検帳票「軽度者の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」を活用し、点検を行い、適正な請求かどうかの確認を実施する。</li> <li>適正化システム帳票「福祉用具貸与費一覧表」を活用し、点検を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種システムや帳票を活用し、年間計画に基づき、重点テーマ及び対象事業所を絞り込んで年間4事業所で実施する。</li> <li>ケアマネジメント研修等において点検結果を年1回共有する。</li> <li>住宅改修における施工前点検において、必要に応じてリハビリ専門職と点検を行う。</li> <li>施工後の改修内容に疑義がある場合に現地確認を実施する。</li> <li>縦覧点検帳票「軽度者の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」を活用し、点検を行い、適正な請求かどうかの確認を実施する。</li> <li>適正化システム帳票「福祉用具貸与費一覧表」を活用し、点検を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種システムや帳票を活用し、年間計画に基づき、重点テーマ及び対象事業所を絞り込んで年間4事業所で実施する。</li> <li>ケアマネジメント研修等において点検結果を年1回共有する。</li> <li>住宅改修における施工前点検において、必要に応じてリハビリ専門職と点検を行う。</li> <li>施工後の改修内容に疑義がある場合に現地確認を実施する。</li> <li>縦覧点検帳票「軽度者の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」を活用し、点検を行い、適正な請求かどうかの確認を実施する。</li> <li>適正化システム帳票「福祉用具貸与費一覧表」を活用し、点検を実施する。</li> </ul>	
3. 医療情報の突合・縦覧点検 <ul style="list-style-type: none"> <li>国保連へ委託している取組みを含む</li> </ul>	<p>医療情報の突合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保連委託をベースに12ヶ月分、全件点検を実施する。</li> <li>集団指導の場等を活用し、関連事業所へ点検結果を共有する。</li> </ul> <p>縦覧点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活用頻度の高い3帳票を重点的に点検を行い、氷見市で詳細な事業所確認を行う。</li> <li>集団指導の場等を活用し、関連事業所へ点検結果を共有する。</li> </ul>	12ヶ月分、全件点検実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>12ヶ月分、全件実施する。</li> <li>年1回以上、集団指導等で点検結果共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12ヶ月分、全件実施する。</li> <li>年1回以上、集団指導等で点検結果共有する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12ヶ月分、全件実施する。</li> <li>年1回以上、集団指導等で点検結果共有する。</li> </ul>	
4. その他の取組み <ul style="list-style-type: none"> <li>給付適正化システムの活用</li> <li>介護給付費通知など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメント研修を開催し、市内の全介護支援専門員のスキルアップを図る。</li> <li>ケアプラン点検等の適正化事業チェック結果を各介護支援専門員と共有し、ケアプランの質の更なる向上を図る。</li> <li>国保連の帳票を活用し、随時チェックを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメント研修2回実施</li> <li>要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧、軽度の要介護者に係る福祉用具貸与品目一覧表、福祉用具貸与一覧表等を活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメント研修を年2回実施する。</li> <li>(研修でのケアプラン点検等の結果の共有)</li> <li>国保連の帳票を活用し、随時チェックを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメント研修を年2回実施する。</li> <li>(研修でのケアプラン点検等の結果の共有)</li> <li>国保連の帳票を活用し、随時チェックを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジメント研修を年2回実施する。</li> <li>(研修でのケアプラン点検等の結果の共有)</li> <li>国保連の帳票を活用し、随時チェックを行う。</li> </ul>	

適正化事業	取組目標及び具体的な内容	年度別取組計画				備考
		R5(実績見込)	R6	R7	R8	
1. 要介護認定の適正化 ( ・認定調査の適正化に向けた取組み ・審査会の審査の適正化に向けた取組み など )	①認定調査員の現任調査員研修会への参加 ②認定調査内容の事後チェック実施率の維持	① 5名 ②100%	① 5名 ②100%	① 5名 ②100%	① 5名 ②100%	
2. ケアプランの点検 ( ・住宅改修等の点検 ・福祉用具購入・貸与調査 を含む )	①住宅改修、特定福祉用具販売の申請に際してケアプランの添付を求め、その内容について点検を行う。 ②ケアプラン分析システムに基づくケアプラン点検の実施 ③主任介護支援専門員が全介護支援専門員のケアプランを確認し、指導・助言を行う。	①240件 ②10件 ③10件	①250件 ②10件 ③10件	①260件 ②10件 ③10件	①260件 ②10件 ③10件	
3. 医療情報の突合・縦覧点検 ( ・国保連へ委託している取組みを含む )	国民健康保険団体連合会が作成する帳票をもとに実施、必要に応じ過誤依頼	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施	年間を通して実施	
4. その他の取組み ( ・給付適正化システムの活用 ・介護給付費通知 など )	全体総括表を中心に国民健康保険団体連合会が作成する帳票をもとに実施 ①地域密着型サービス事業者への実地指導 ②居宅介護支援事業者への実地指導 ③総合事業事業者への実地指導 ④市のホームページや広報誌を用いた介護保険制度についての周知	① 1件 ② 1件 ③ 1件 ④随時	① 2件 ② 2件 ③ 2件 ④随時	① 2件 ② 2件 ③ 2件 ④随時	① 2件 ② 2件 ③ 2件 ④随時	

適正化事業	取組目標及び具体的な内容	年度別取組計画				備考
		R5(実績見込)	R6	R7	R8	
1. 要介護認定の適正化 ( ・ 認定調査の適正化に向けた取組み ・ 審査会の審査の適正化に向けた取組み など )	(a) 更新・区分変更申請に係る認定調査の直営率の向上を図る。 (b) 委託で実施した更新・区分変更申請に係る認定調査の事後チェック率 100% を維持する。	(a) 直営率100% (b) 事後チェック率100%	(a) 直営率100%の維持 (b) 事後チェック率100%を維持	(a) 直営率100%の維持 (b) 事後チェック率100%を維持	(a) 直営率100%の維持 (b) 事後チェック率100%を維持	
2. ケアプランの点検 ( ・ 住宅改修等の点検 ・ 福祉用具購入・貸与調査 を含む )	(a) 国保連システムを利用し、対象者を絞り込んで実施する。 (b) 住宅改修について書類審査で判断出来ないケースを施工前に確認し、必要に応じてリハビリテーション専門職等からの助言を受ける。 (c) 福祉用具購入・貸与について国保連提供の帳票の活用等を行い、例外給付のチェックを実施する。	(a) 100件 (b) 10件 (c) 25件	(a) 100件 (b) 25件 (c) 25件	(a) 100件 (b) 25件 (c) 25件	(a) 100件 (b) 25件 (c) 25件	
3. 医療情報の突合・縦覧点検 ( ・ 国保連へ委託している取組みを含む )	国及び県の指針に基づき、国保連提供データを活用し、直営・委託によるチェックを継続して実施する。	国保連提供データを活用し、直営・委託によるチェックを継続して実施する。(12,000件)	国保連提供データを活用し、直営・委託によるチェックを継続して実施する。(12,000件)	国保連提供データを活用し、直営・委託によるチェックを継続して実施する。(12,000件)	国保連提供データを活用し、直営・委託によるチェックを継続して実施する。(12,000件)	
4. その他の取組み ( ・ 給付適正化システムの活用 ・ 介護給付費通知 など )	国及び県の指針に基づき、国保連提供データを活用し、直営によるチェックを継続して実施する。	国保連提供データを活用し、直営によるチェックを継続して実施する。	国保連提供データを活用し、直営によるチェックを継続して実施する。	国保連提供データを活用し、直営によるチェックを継続して実施する。	国保連提供データを活用し、直営によるチェックを継続して実施する。	

保険者の第6期適正化事業の取組目標及び具体的な内容

保険者名 中新川広域行政事務組合

適正化事業	取組目標及び具体的内容	年度別取組計画				備考
		R5(実績見込)	R6	R7	R8	
1. 要介護認定の適正化 ( ・認定調査の適正化に向けた取組み ・審査会の審査の適正化に向けた取組み など )	・認定調査・審査会の平準化を図る。 ①認定調査全件の事後点検を行う ②認定調査員の質の向上を図る ③国の業務分析データを分析し審査会委員研修会の実施	①全件事後点検 ②全調査員がeラーニング受講 ③審査会委員研修会を年1回実施	①全件事後点検 ②全調査員がeラーニング受講 ③審査会委員研修会を年1回実施	①全件事後点検 ②全調査員がeラーニング受講 ③審査会委員研修会を年1回実施	①全件事後点検 ②全調査員がeラーニング受講 ③審査会委員研修会を年1回実施	
2. ケアプランの点検 ( ・住宅改修等の点検 ・福祉用具購入・貸与調査 を含む )	・自立に向けた支援ができるよう介護支援専門員の資質向上を図る ①国保連データ等を活用しケアプラン点検を実施する ②介護支援専門員に対するケアマネジメント指導研修会の実施 ③ケアプラン点検担当職員の質の向上を図る	①国保連データ等を活用しケアプラン点検を実施 (9事例) ②介護支援専門員を対象としたケアプラン指導研修会を年1回実施	①国保連データ等を活用しケアプラン等点検を実施 (12事例) ②介護支援専門員を対象としたケアプラン指導研修会を年1回実施 ③ケアプラン点検研修会の参加	①国保連データ等を活用しケアプラン等点検を実施 (15事例) ②介護支援専門員を対象としたケアプラン指導研修会を年1回実施 ③ケアプラン点検研修会の参加	①国保連データ等を活用しケアプラン等点検を実施 (20事例) ②介護支援専門員を対象としたケアプラン指導研修会を年1回実施 ③ケアプラン点検研修会の参加	
3. 医療情報の突合・縦覧点検 ( ・国保連へ委託している取組みを含む )	(医療情報の突合) ○全件チェックを実施し、適正化を図る ・国保連合会へ突合結果に基づく過誤調整の支援業務を委託 ・必要に応じて事業所へ確認 ・構成町村への情報提供 ・研修会への参加(縦覧点検) ・有効性が高い3帳票の全件チェック及びその他帳票の確認を実施し、必要に応じて事業所へ確認 ・研修会への参加	(医療情報の突合) ○全件チェックを実施し、適正化を図る ・国保連合会へ突合結果に基づく過誤調整の支援業務を委託 ・必要に応じて事業所へ確認 ・構成町村への情報提供 ・研修会への参加(縦覧点検) ・有効性が高い3帳票の全件チェック及びその他帳票の確認を実施し、必要に応じて事業所へ確認 ・研修会への参加	(医療情報の突合) ○全件チェックを実施し、適正化を図る ・国保連合会へ突合結果に基づく過誤調整の支援業務を委託 ・必要に応じて事業所へ確認 ・構成町村への情報提供 ・研修会への参加(縦覧点検) ・有効性が高い3帳票の全件チェック及びその他帳票の確認を実施し、必要に応じて事業所へ確認 ・研修会への参加	(医療情報の突合) ○全件チェックを実施し、適正化を図る ・国保連合会へ突合結果に基づく過誤調整の支援業務を委託 ・必要に応じて事業所へ確認 ・構成町村への情報提供 ・研修会への参加(縦覧点検) ・有効性が高い3帳票の全件チェック及びその他帳票の確認を実施し、必要に応じて事業所へ確認 ・研修会への参加	(医療情報の突合) ○全件チェックを実施し、適正化を図る ・国保連合会へ突合結果に基づく過誤調整の支援業務を委託 ・必要に応じて事業所へ確認 ・構成町村への情報提供 ・研修会への参加(縦覧点検) ・有効性が高い3帳票の全件チェック及びその他帳票の確認を実施し、必要に応じて事業所へ確認 ・研修会への参加	
4. その他の取組み ( ・給付適正化システムの活用 ・介護給付費通知 など )						



保険者の第6期適正化事業の取組目標及び具体的な内容

保険者名 砺波地方介護保険組合

適正化事業	取組目標及び具体的な内容	年度別取組計画				備考	
		R5(実績見込)	R6	R7	R8		
1. 要介護認定の適正化 ( ・認定調査の適正化に向けた取組 ・審査会の審査の適正化に向けた取組 等 )	【取組目標】 (a)認定調査員の質の向上と定義の徹底を図るためハンドブック活用 (b)実施した認定調査の事後点検率100%の維持	事後点検率100% (6,600件)	事後点検率100% (7,000件)	事後点検率100% (7,000件)	事後点検率100% (7,000件)		
2. ケアプラン等の点検 ( (1)ケアプランの点検 (2)住宅改修等の点検 (3)福祉用具購入・貸与調査 を含む )	【取組目標】 (1)ケアプランの点検 ア 国保連合会から情報提供書・ケアプラン分析システム活用により選定・抽出①短期入所半数越え②利用限度額90%以上利用者③福祉用具貸与(車椅子、歩行器貸与等)④福祉用具購入状況⑤サ高住、有料老人ホーム利用者等について  イ 軽度者福祉用具貸与等 随時・全点検 (33件)  ウ 住宅改修事例モデル点検 (3件)  エ 軽度者例外給付申請書①全件チェック②疑義抽出③ケアプラン点検、必要時見直し  オ 住宅改修申請書・理由書①全件チェック②疑義抽出③ケアプラン点検	(1)ケアプランの点検 ア 分析システム活用にて抽出・構成市地域包括支援センター合同点検 (7事業所)  イ 軽度者福祉用具貸与等 随時・全点検 (33件)  ウ 住宅改修事例モデル点検 (3件)	(1)ケアプランの点検 ア 分析システム活用にて抽出・構成市地域包括支援センター合同点検 (7事業所)  イ 軽度者福祉用具貸与等 随時・全点検 (全件)  ウ 住宅改修事例ケアプラン点検 (5件) 訪問指導 (未定)	(1)ケアプランの点検 ア 分析システム活用にて抽出・構成市地域包括支援センター合同点検 (7事業所)  イ 軽度者福祉用具貸与等 随時・全点検 (全件)  ウ 住宅改修事例ケアプラン点検 (5件) 訪問指導 (未定)	(1)ケアプランの点検 ア 分析システム活用にて抽出・構成市地域包括支援センター合同点検 (7事業所)  イ 軽度者福祉用具貸与等 随時・全点検 (全件)  ウ 住宅改修事例ケアプラン点検 (5件) 訪問指導 (未定)		
	(2)住宅改修費 施工前は見積書等の点検、施工後は竣工写真や現地調査による施工状況を点検。	(2)住宅改修 施工前、施工後 見積書等の書類点検、現地調査100% (200件)	(2)住宅改修 施工前、施工後 見積書等の書類点検、現地調査100%	(2)住宅改修 施工前、施工後 見積書等の書類点検、現地調査100%	(2)住宅改修 施工前、施工後 見積書等の書類点検、現地調査100%	(2)住宅改修 施工前、施工後 見積書等の書類点検、現地調査100%	
	(3)福祉用具購入・貸与 適正化システムより福祉用具購入、貸与調査を実施予定。	(3)福祉用具購入・貸与 出力帳票は未確認	(3)福祉用具購入・貸与 出力帳票は未定	(3)福祉用具購入・貸与 出力帳票は未定	(3)福祉用具購入・貸与 出力帳票は未定	(3)福祉用具購入・貸与 出力帳票は未定	
3. 医療情報の突合・縦覧点検 ( ・国保連へ委託している取組を含む )	【取組目標】 (1)医療情報の突合 ・毎月、構成市へ情報提供 ・国保連合会の帳票を活用し、入院日数と介護サービス利用日数のチェックを行う	(1)全件チェック	(1)全件チェック	(1)全件チェック	(1)全件チェック		
	(2)縦覧点検 国保連が推奨する帳票 (3帳票) について確認 ①居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表 ②重複請求縦覧チェック一覧表 ③算定期間回数制限縦覧チェック一覧表	(2)全件チェック (3帳票)	(2)全件チェック (3帳票)	(2)全件チェック (3帳票)	(2)全件チェック (3帳票)	(2)全件チェック (3帳票)	
4. その他の取組 ( ・給付適正化システムの活用 ・介護給付費通知 等 )	【取組目標】 (1)給付適正化システムの活用 活用頻度の高い帳票について効率的に確認ができる帳票を選択し、点検を行う	(1)効率的に確認ができる帳票を選択し、点検を行う	(1)効率的に確認ができる帳票を選択し、点検を行う	(1)効率的に確認ができる帳票を選択し、点検を行う	(1)効率的に確認ができる帳票を選択し、点検を行う		
	(2)介護給付費通知 介護給付費通知書の送付 2回/年 送付実施	(2)介護給付費通知書送付 2回/年 通知	(2)介護給付費通知書送付 2回/年 通知	(2)介護給付費通知書送付 2回/年 通知	(2)介護給付費通知書送付 2回/年 通知	(2)介護給付費通知書送付 2回/年 通知	

適正化事業	取組目標及び具体的な内容	年度別取組計画				備考
		R5(実績見込)	R6	R7	R8	
1. 要介護認定の適正化 ( 認定調査の適正化に向けた取組み ・ 審査会の審査の適正化に向けた取組み など )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直営・委託で実施した全ての認定調査の事後チェックを100%実施する</li> <li>【認定調査】</li> <li>・ 基本調査の改善（業務分析データの分析）</li> <li>・ 研修受講等による認定調査員の質の向上</li> <li>【介護認定審査会】</li> <li>・ 合議体別の軽重度変更率等の分析</li> <li>・ 審査の平準化のため審査委員研修を開催し、審査判定等の偏りの是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後チェック100%実施</li> <li>【認定調査】</li> <li>・ 直営全調査員の現任認定調査員研修受講、勉強会</li> <li>・ 業務分析データによる基本調査の分析</li> <li>【介護認定審査会】</li> <li>・ 合議体別の軽重度変更率等の分析</li> <li>・ 審査会前に審査判定手順や判断基準の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後チェック100%実施</li> <li>【認定調査】</li> <li>・ 直営全調査員の認定調査員研修受講、eラーニング受講、勉強会</li> <li>・ 業務分析データによる基本調査の分析</li> <li>【介護認定審査会】</li> <li>・ 合議体別の軽重度変更率等の分析</li> <li>・ 審査会委員研修の開催（年1回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後チェック100%実施</li> <li>【認定調査】</li> <li>・ 直営全調査員の認定調査員研修受講、eラーニング受講、勉強会</li> <li>・ 業務分析データによる基本調査の分析</li> <li>【介護認定審査会】</li> <li>・ 合議体別の軽重度変更率等の分析</li> <li>・ 審査会委員研修の開催（年1回）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事後チェック100%実施</li> <li>【認定調査】</li> <li>・ 直営全調査員の認定調査員研修受講、eラーニング受講、勉強会</li> <li>・ 業務分析データによる基本調査の分析</li> <li>【介護認定審査会】</li> <li>・ 合議体別の軽重度変更率等の分析</li> <li>・ 審査会委員研修の開催（年1回）</li> </ul>	
2. ケアプランの点検 ( 住宅改修等の点検 ・ 福祉用具購入・貸与調査 を含む )	<ul style="list-style-type: none"> <li>【ケアプラン】</li> <li>・ 自立支援に資するケアマネジメントのために介護支援専門員の資質の向上を図る</li> <li>①ケアプラン分析システムやケアプラン点検支援マニュアルに基づくケアプラン点検の実施（3年間で全介護支援専門員に実施）</li> <li>【住宅改修】</li> <li>書類審査のみで判断できない場合は、ケアマネに確認する。特に疑義のあるケースを中心に現地確認を実施する。</li> <li>【福祉用具】</li> <li>軽度者への例外給付が適切に行われているかチェックを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【ケアプラン】</li> <li>①16件</li> <li>【住宅改修】</li> <li>現地確認（1件実施）</li> <li>【福祉用具】</li> <li>帳票チェック（100件/年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【ケアプラン】</li> <li>①18件</li> <li>【住宅改修】</li> <li>現地確認（1件実施）</li> <li>【福祉用具】</li> <li>帳票チェック（100件/年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【ケアプラン】</li> <li>①24件</li> <li>【住宅改修】</li> <li>現地確認（1件実施）</li> <li>【福祉用具】</li> <li>帳票チェック（100件/年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【ケアプラン】</li> <li>①16件</li> <li>【住宅改修】</li> <li>現地確認（1件実施）</li> <li>【福祉用具】</li> <li>帳票チェック（100件/年）</li> </ul>	
3. 医療情報の突合・縦覧点検 ( ・国保連へ委託している取組みを含む )	<ul style="list-style-type: none"> <li>【医療情報の突合】</li> <li>突合は100%実施し、必要があるものはすべて事業所に確認する。</li> <li>【縦覧点検】</li> <li>活用頻度の高い3帳票を点検し、必要があるものはすべて事業所に確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【医療情報の突合】</li> <li>12か月分実施</li> <li>【縦覧点検】</li> <li>3帳票 12か月分実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【医療情報の突合】</li> <li>12か月分実施</li> <li>【縦覧点検】</li> <li>3帳票 12か月分実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【医療情報の突合】</li> <li>12か月分実施</li> <li>【縦覧点検】</li> <li>3帳票 12か月分実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【医療情報の突合】</li> <li>12か月分実施</li> <li>【縦覧点検】</li> <li>3帳票 12か月分実施</li> </ul>	
4. その他の取組み ( 給付適正化システムの活用 ・ 介護給付費通知 など )	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用頻度の高い帳票を点検し、必要があるものはすべて事業所に確認する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【給付費通知】</li> <li>年に2回(6月・12月)通知</li> <li>【給付適正化システム】</li> <li>5帳票 12か月分実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【給付適正化システム】</li> <li>5帳票 12か月分実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【給付適正化システム】</li> <li>5帳票 12か月分実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【給付適正化システム】</li> <li>5帳票 12か月分実施</li> </ul>	